

松戸市農業委員会総会議事録

令和4年5月13日

令和4年松戸市農業委員会5月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年5月13日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

馬橋・小金区域 横山定勝

1. 関係課出席職員

農政課長 加藤広之 主事 華原叡美子

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榑孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年5月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号9番鈴木榮一委員、議席番号10番渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第5号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件6件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は1,626平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、トマト、キュウリを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13、松戸英樹です。

以前、借受者はこの隣の畑も借りていますので、続きで借りられたことで、面積が広がったので、大変よいと思います。意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま松戸委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから7ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑及び田で、面積は4,325平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、サツマイモ、ソラマメ、スナップエンドウ、カリフローレ、レタス、イチジクを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

借受者は農業意欲があり、農政課長の説明でよく分かりました。賛成いたします。ご審議
お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ござ
いませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいた
しました。

続いて、3番について、農政課長よろしくお願ひいたします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の9ページ、10ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は3,218平方メートルで
ございます。利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、イチジクを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

農政課長の説明でよく分かりました。私は賛成いたします。ご審議お願ひいたします。

議 長 ただいま渡邊委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ござい
ませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の11ページ、12ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は1,150平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、イチジクを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊委員。

渡邊(慶)委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

現地を確認したところ、適正に肥培管理されています。賛成いたします。ご審議お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の13ページ、14ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は1,996平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ジャガイモ、トマト、ナス、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

適正に肥培管理されています。私は賛成いたします。ご審議お願いいたします。

議長 ただいま渡邊委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の15ページ、16ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑、面積は2,088平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま平川委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございましたか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は、公務のためここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明お願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、山室でございます。

去る4月28日木曜日、議案第2号、3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告させていただきます。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議しましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明させて

いただきます。

議案書の3ページ、議案参考資料については18ページから23ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の18ページのところでございます。

申請理由は、千葉県及び関東近郊を中心に、鉄くず、再生資源の回収、リサイクル品の卸及び同商品の輸出入を主な事業としている事業者から、車両置場として利用したいとの要望があったためです。

施設の概要につきましては、トラクタ5台、コンテナセミトレーラー5台、乗用車5台の貸車両置場です。

敷地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、西側及び入り口を除く南側は、単管パイプに安全鋼板を設置し土砂の流出を防止し、入り口には単管パイプ柵を設置し、東側は隣接地の安全鋼板を利用いたします。

審査会では、貸し出す事業者の概要及びこの車両置場の必要性について質問し、審査会としての理解をいたしました。また、学校が近隣にあるため、出入りの際の配慮につきましてお願いしたところでございます。

費用につきましては、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分につきましては、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま松戸委員より審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明させていただきます。

議案書の5ページ、議案参考資料につきましては24ページから30ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の24ページのところでございます。

権利の形態は使用貸借です。

申請理由は、申請者は譲渡人の孫です。現在、申請地近くの共同住宅に居住しておりますが、将来的に家業の農業の手伝いを行いやすくし、また、親の面倒を見る必要があるため、本家近くに住宅を建設するためです。

施設の概要については、木造2階建て、延べ床面積は126.49平方メートルです。

整地については、転圧舗装といたします。

排水については、雨水は自然浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、処理後は前面道路側溝に放流いたします。

給水については、北側前面道路の既設埋設管より新規引込みをします。

被害防除については、北側の道路境界部は出入口を除きブロックを設置し、南側は1メートル以上の空き地を設け、隣接農地への日照・通風に影響がないように配慮いたします。

費用については、祖母及び金融機関の借入れで賄うとのことで、借用書及び融資承諾書を確認いたしました。

他法令につきましては、都市計画法が該当しますが、関係各課と事前協議済みです。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分につきましては、申請地は、上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、農業委員の加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。事業承継には必要な手だてと考えるので、賛成したいと思えます。お諮り願います。

議 長 ただいま加藤正芳委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付し

て県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第4号及び議案第5号

議 長 次に、議案第4号、第5号について、特別審議会で検討した結果についてご審議いただくものです。

令和4年5月13日の午後に特別審議会を開催し審議した結果について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第4号 下限面積の設定についてをご説明申し上げます。

議案書7ページ、参考資料の32ページをご覧ください。

農地法第3条による農地の売買や賃借をするときの面積要件につきまして、既に耕作している農地面積と新たに取得する農地面積の合計は、北海道を除く全国で、農地法上50アール以上になるように設定されています。ただし、その特例措置として、各農業委員会が独自に面積要件の設定ができます。

本市では、平成25年度から市街化区域内の農業経営の下限面積を10アールと設定しております。具体的な設定理由については、お手元の資料32ページの記載のとおりでございます。

特別審議会では、下限面積の設定について、昨年同様、市街化調整区域内の農業経営の下限面積を50アール、市街化区域内の農業経営の下限面積を10アールに設定することに意見決定いたしました。

以上、特別審議会における検討結果としてご報告させていただきます。

続きまして、議案第5号 農業委員会の活動の点検・評価についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、農林水産省通知に基づき、農業委員会の前年度における活動の点検、評価について6月末までに公表し、千葉県を通じて国に提出するものです。

公表方法につきましては、松戸市農業委員会のホームページにおいて公表いたします。

それでは、令和3年度農業委員会の活動の点検、評価を報告いたします。

議案書9ページ、参考資料の34ページから41ページをご覧ください。

内訳が8項目ございまして、主要な項目についてご説明いたします。

まず、参考資料の34ページをご覧ください。1つ目は、農業委員会の状況です。

1の農業の概要ですが、表の3段目の遊休農地面積については、令和2年度より0.2ヘクタール減少しまして6.1ヘクタールとなっています。

参考資料35ページをご覧ください。項目の2つ目は、担い手への農地の利用集積・集約化です。

2の令和3年度の目標及び実績の集積実績が227ヘクタールとなり、新規実績が3.2ヘクタール増加しました。活動に対する評価といたしまして、貸手、借手農地の登録制を活用し、農業委員及び農地利用最適化推進委員やJA役員などのあっせんにより、目標を達成することができました。

項目の3つ目は、36ページをご覧ください。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

こちらは、記載のとおり、新規参入はございませんでした。

項目の4つ目は、37ページをご覧ください。遊休農地に関する処置に関する評価です。

2の令和3年度の解消目標0.5ヘクタールに対し、解消実績は1.8ヘクタールとなっており、遊休農地の土地所有者に対する指導によってこのような実績を得ております。

38ページをご覧ください。項目の5つ目は、違反転用への適切な対応です。

令和3年度の実績について、継続して残っている違反転用が0.3ヘクタールありますが、今後も引き続き県と共に指導して、原状回復をするよう求めています。

項目の6つ目は、39ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

1、農地法第3条に基づく許可事務としまして9件を処理しました。

同じページの2、農地転用に関する事務としまして41件を処理しました。

次に、40ページをご覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告について、2法人からの報告がありました。

同じページの4、情報の提供等については、賃借料情報の調査・提供としまして21件を市ホームページに公表いたしました。

項目の7つ目は、41ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容です。

記載のとおり、特になしとなっております。

同じページの項目の8つ目は、事務の実施状況の公表等です。

総会議事録等を市のホームページに公表している旨を記載しているものです。

各項目とも、詳細については資料に記載のとおりでございます。

以上の8項目について、令和3年度における活動点検及び評価を行うものです。

以上、特別審議会における承認事項として報告させていただきます。

以上です。

議 長 まず、議案第4号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

事務局の説明でよく分かりました。特別審議会案に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より特別審議会案を承認するとの意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようですので、原案を承認する農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号 下限面積の設定についてにつきましては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

議案第5号についても事務局の説明でよく分かりました。特別審議会案に賛成、承認したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より特別審議会案を承認するとの意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようですので、原案を承認する農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号 農業委員会の活動の点検・評価につきましては、原案のとおり承認されました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書11ページ、報告事項1から20ページの報告事項4についてご報告させていただきます。

まず、11ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により3件の届出を受理しました。なお、3件とも斡旋希望はありませんでした。

次に、13ページ、14ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、14ページの一番下に記載のとおり、3月分としまして、田2件、850平方メートル、畑12件、4,059平方メートル、合計14件、4,909平方メートルの届出を受理しました。

次に、15ページから18ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、18ページの一番下に記載のとおり、田10件、3,296平方メートル、畑23件、9,697平方メートル、合計33件、1万2,993平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、19ページ、20ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書9件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

◎閉 会

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年5月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時45分